



自治会や消防団等の振興策の提案

●6 月 10 日地域コミュニティ活動基本法を策定

私が所属する自由民主党では、平成 20 年 6 月 10 日、総務部会関係合同会議において、地域コミュニティ活動基本法案を了承しました。同法案は、地域社会の連帯が脆弱化した中で、町内会をはじめとする地域のコミュニティ活動を後押しするために、地方自治体や事業主の責務、住民の役割を法制化するものです。今年 1 月から同合同会議で素案を基に議論し、与党の検討プロジェクトチームで調整してきました。今後、民主党とも協議を進めたいと議員立法とし、次期臨時国会での成立を目指しています。法案内容は以下です。

●目的や定義、国・地方自治体・事業主・住民の責務等

コミュニティ活動が、近隣地域の住民が相互に理解し力を合わせて共通の課題に取り組むという精神の醸成や、世代を超えた近隣地域の住民の連絡の深化に資するものであることにかんがみ、コミュニティ活動の促進に関し国、地方公共団体、事業主及び住民の責務等を明らかにするとともに、コミュニティ活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、コミュニティ活動の促進を図り、もって住民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

定義としては、「コミュニティ活動」とは、地域の住民が主体的に行う青少年健全育成活動、防災活動、防犯活動その他の良好な近隣地域社会の維持及び形成に資する活動をいいます。「コミュニティ活動団体」とは、コミュニティ活動を行う地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する団体（地縁による団体）、消防組織法第 9 条第 3 号に規定する消防団等の団体をいいます。

国及び地方公共団体は、コミュニティ活動の促進を図るため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとしています。

事業主は、コミュニティ活動の促進を図るための施策に協力するとともに、その雇用する労働者がコミュニティ活動に円滑に参加することができるようにするために必要な雇用環境の整備を行うよう努めるものとしています。

住民は、近隣地域社会の構成員として、コミュニティ活動が、近隣地域社会において果たす役割について認識を深め、主体的な役割を担うよう努めるものとされています。

政府は、コミュニティ活動の促進を図るための施策を実施するための必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講ずることになります。

地方公共団体は、コミュニティ活動団体との連携を強化し、及びその活動を支援するため、並びにコミュニティ活動団体相互間で必要な連携の確保を図られるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとされ、コミュニティ活動のための施設の整備、コミュニティ活動のための公共施設等を容易に利用できるようにすること等必要な施策を講ずるよう努めるものとされています。

国及び地方公共団体は、個人情報保護に留意して、必要な情報の提供に努め、教育活動、広報活動等を通じて、住民の理解と関心を深め、コミュニティ活動で顕著な成果を収めた者の顕彰に努めるものとされています。以上、法案成立に向けて、ご意見をお願いします。

衆議院議員 赤池まさあき（山梨 1 区）

山梨 1 区事務所 〒400-0855 甲府市中小河原 1-12-15 TEL055-244-1150 FAX244-1151

国会議員会館事務所 〒100-8981 千代田区永田町 2-2-1 衆議院第一議員会館 733 号

TEL03-3508-7343 FAX3508-3733 <http://www.akaike.com> ma@akaike.com